

第 1 回

世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会

令和 6 年 7 月 3 日（水）

■日時

令和6年7月3日（水）午後6時～午後8時

■場所

世田谷区教育総合センター 研修室たいよう

■出席委員

井上委員、岡委員、森田委員、上田委員、北村委員、小嶋委員、清水委員、伊澤委員、
松田委員、池上委員

■欠席委員

松本委員

■事務局

北川保育課長、大里保育の質向上担当副参事、小林保育の質向上担当副参事
保育課保育育成支援担当係長 伊藤、中村

午後 6 時03分開会

○北川保育課長 それでは、お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、第1回保育の質ガイドライン改訂委員会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、子ども・若者部保育課長の北川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この後の委員長互選までの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第を御覧ください。本日は、この次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと考えております。

初めに開会でございますが、子ども・若者部長の松本が本日は欠席となっております。部長の代理ということで、子ども・若者部保育の質向上担当副参事の小林より開会の御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

○小林副参事 皆さん、こんにちは。お暑い中、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今、司会が申し上げましたとおり、本来ならば、ここで松本部長が御挨拶をする予定でございました。（本日の欠席を）何よりもすごく残念に思っているのは部長だと思います。というのは、区では平成27年度から、待機児童解消のために、もう次から次へと施設を整備してまいりました。ただし、世田谷区の中で保育施設を開設するに当たりまして、やはり量とともに質も担保していきたいというおもいで、この保育の質ガイドラインを作成しました。そのときに、当時の松本が係長として携わり、本当に熱い気持ちでこのガイドラインをつくっておりました。

そして今も、子どもを中心とした保育というのは何なんだろうということで、この保育の質ガイドラインを、作成当初からずっと、保育施設の皆さんが、バイブルのようにして使っていただいていたということは、本当に素晴らしいことだなと思っております。ただし、残念なことに、世田谷区の保育施設の中でも、ここ何年か、非常に悲しい事案が発生しております。このことも受けまして、やはり時代の流れとともに、保育の環境というものもきちんと捉えて考えていかなければいけない。そして、平成27年に作成したこの保育の質ガイドラインを、今の時代に沿ったものに改訂していかなければならない、そういうふうに思っております。

ただし、この保育の質ガイドラインの中には、本当に大事なものがたくさん詰まっております。それを、これまで保育士たちが本当に指針としながら、保育の現場で活用してき

ていただいたということに関して、また、より見やすくてよいものをつくっていきたいというふうな願いを部長のほうも申しておりましたので、ぜひその辺も考慮しながら、ぜひ皆さんのお知恵を忌憚ない御意見を盛り込んでいけましたら幸いです。本日からまたしばらく何回かございますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○北川保育課長 ありがとうございます。

それでは、初めに、事務局のほうから、お手元の資料の確認と説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局 私のほうから、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、皆様にお配りしているクリップ留めの資料になります。一番上に次第です。続きまして資料1、世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会委員一覧。続きまして資料2、世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会設置要綱。続きまして、横の資料になりますけれども、資料3、世田谷区保育の質ガイドライン（改訂版）の作成スケジュール（案）。続いて資料4、世田谷区保育の質ガイドライン改訂作業内容（案）。次に資料5、世田谷区保育のガイドライン改訂作業部会委員案。続きまして資料6、左上に、区における教育・保育施設等の保育の質の向上に向けた取組みと書かれているものです。続きまして資料7、令和5年度第3回世田谷区保育施設の質向上にかかる検討会ガイドライン改訂に関する主な意見抜粋。それと資料8、世田谷区保育の質ガイドラインの改訂にむけてを御用意しておりまして、それとは別に、本日、お手元に冊子などを御用意しております。世田谷区教育・保育実践コンパス、せたがやコンパスガイド、なるほど!せたがやのほいく、世田谷区保育の質ガイドライン、最後に世田谷区保育の質ガイドライン〈概要版〉資料を御用意しております。

皆さん、お手元におそろいでしょうか。過不足等ありましたら、お知らせいただければと思います。

資料の確認は以上になります。

○北川保育課長 それでは、今回の改訂委員会に御参加いただく委員の皆様を御紹介させていただきますと思います。

お手元の資料1の委員の一覧を御覧いただければと思います。上から順に私のほうから御紹介をさせていただきますと思います。

（委員の紹介）

○北川保育課長 以上の11名の方が今回の改訂委員会に御参加いただく委員の皆様でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長及び副委員長の互選に入らせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会設置要綱になります。こちらの第4条を御覧いただければと思います。委員会には委員長、副委員長を置くことになっておりまして、会の運営は委員長が行い、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理するものとし、互選により定めることとしております。

事務局としましては、差し支えなければ、日頃、施設長におけるマネジメント研修の講師や検証委員会の委員として世田谷区の保育の質向上に御尽力いただいております委員に委員長をお願いしたいと考えております。

また、副委員長には、現在の保育の質ガイドライン策定時に委員長をお引き受けいただいた委員に副委員長をお願いしたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。お二人、よろしいですか。

〔拍手〕

○北川保育課長 それでは、委員を委員長に、委員を副委員長に決定したいと思います。お二人とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは委員長に進行をお願いしたいと思いますので、委員長、お願いいたします。

○委員長 それでは皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

まず第1回改訂会議ということで、(1)改訂の方向性についてから進めさせていただきたいと思います。

初めに、委員会の運営について事務局より御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

まず初めに、本改訂委員会は、資料2の世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会設置要綱に基づきまして設置するものであります。

本委員会の議事につきましては、開催後に作成いたします会議録を原則公開としております。

会議録は、委員会終了後に、初校は各委員の皆様のお名前を入れさせていただいて、完成次第、また委員の皆様に確認をお願いいたします。本日も机上にICレコーダーを置い

ておりますが、会議録を作成するために、委員会中は録音させていただくことについて御了承いただければと思います。この会議録ですが、公開する場合は、委員の皆様の個人名は伏せまして、匿名とさせていただきたいと思っております。

こちらの委員会につきましては、皆様の日程をまた後日確認させていただいて、今後の開催を予定しております。

委員会の運営についての御説明は以上になります。

○委員長 こちらで、先生方、よろしいでしょうか。進めさせていただきたいと思えます。

それでは、運営については以上で、内容に入りたいと思えます。

まずは今回の保育の質ガイドラインの改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

まず、お手元の資料 8 を御覧ください。改訂の背景及び経緯として 3 点挙げております。ガイドライン策定時からの保育施設数の変化というところで、区では、ほかの自治体に先駆けてガイドラインを策定し、待機児解消のために、施設整備と併せて、保育施設の保育の質の向上に努めてまいりました。ガイドライン策定から 10 年が経とうとしており、この間、保育施設は急増し、認可保育園が、私立が 203 園、区立は 45 園、認証保育所は 33 園、そして認可外保育施設を合わせると 400 施設以上がございます。この全ての施設の保育の質の維持・向上を担保していくことの困難さが生じております。

(2) 世田谷区内保育施設での虐待（不適切な保育）の発生になります。令和 2 年以降、区内保育施設で虐待及び不適切な保育が複数件発生しております。それぞれに検証委員会を行い、提言に沿って様々なことを行っております。昨年度より園長経験のある保育の質向上担当副参事 2 名を新たに配置して、そして保育課の組織改正も行いました。保育施設の方々に小さなことでも相談をしてもらい、一緒に考えていこうと、保育施設に寄り添った支援を継続しているところでございます。

令和 5 年度の検証委員会の中では、提言の一つとして、子どもの人権擁護の徹底ということが挙げられています。策定から 10 年を迎える保育の質のガイドラインについて、子どもの人権擁護の視点を最優先に、子どもの主体性を尊重することも基本法の理念などを踏まえた見直しの必要性の検討の提言をいただいております。

(3) です。世田谷区では、令和 5 年 3 月、今後の子ども政策の考え方が策定されてお

ます。令和7年度には、世田谷区子ども条例の改正を予定しております。現行の子ども条例に「権利」という言葉を追加し、「世田谷区子どもの権利条例」に名称を変更し、子どもは、生まれながらにして、今を生きる権利の主体であるということを定める予定です。子ども自身が権利の主体であることを認識すること、子どもの権利を子どもの生活の場、学びの場、支援の場において具体化すること、子どもの意見表明を大事に受け止め、子どもの心の声を酌み取ること、このことを保育の現場がどのように大切に捉えて実践に移していくか、これが検討課題と考えております。

次に、現状の保育における課題を4点挙げています。

まずは保育実践です。子どもの権利を保障した、子どもを中心にした保育実践の質のさらなる向上、虐待及び不適切な保育の根絶に向けた現場の認識と感度の改善です。職場における保育の価値、理念の共通理解、子どもの声を聴くことの重要性、これをひしひしと毎日感じております。

(2)です。人材確保と人材育成。これは本当に永遠のテーマではありますが、昨今の現状は特に深刻になっております。若手、中堅、リーダー層それぞれの課題、辞めないで働き続けるための育成です。また、専門職としての自覚と責任を全うする職員の育成及び気づきを伝え合う職員の関係性の構築です。非常にここは課題だと思っております。

そして、(3)区の運営体制と管理職のリーダーシップです。法人・園の理念を実現するための管理職である園長のリーダーシップの質の向上は不可欠です。園を組織として機能させ、園全体で保育の質の向上を図るマネジメントの強化が必要です。課題を的確に把握し、改善・解決に向けて、具体的な対策を講じる仕組みづくりです。運営体制という点では、法人本部との様々な点についての共通理解をどのように図っていくか。ここについては、現在、大変大きな課題と捉えております。

その他については後ほどご確認ください。最終のところで、教育委員会の教育・保育コンパス、保育の質ガイドラインの活用の仕方、ここについては現場が迷ってしまわないように明確にする必要があると考えております。

3、保育の課題やこれまでの議論等を踏まえた保育の質ガイドライン改訂に向けた基本的なコンセプトです。世田谷区の子どもを中心とした保育の実践のための指針という立ち位置です。子どもの権利の擁護、尊重の意識醸成と取組の徹底。世田谷区の保育について、保育士、保育事業者、区、保護者、地域の保育に関わる全ての方の共通認識が持てるように、分かりやすく、伝わりやすくするためのツールとして活用できるものを目指しま

す。そして、ガイドラインの根底にある子どもを中心とした保育を実践するための基本的な指針としての役割はそのままに、次の10年、ここがなかなか課題だなどと思いますが、10年なのか5年なのか、そのあたりを見据えた活用に向けて、項目ごとの検討を行い、必要に応じた内容の追加や表現の変更等を行いたいと思っております。

そして、時代の変化に合わせて改訂すべき部分は読んでいただきたいと思います。

続きまして、資料6を御覧ください。保育の質ガイドラインと教育・保育コンパスについてです。ここについては事務局でも相当議論を重ねてまいりました。

それぞれにまず特色がございます。保育の質ガイドラインは、日々の生活に根差した養護と教育の一体的な実施であり、愛着形成を主とした人格形成の一番重要な時期の根幹に大切にしたいことを伝えています。一方で、教育・保育コンパスは、保育関係者が保育実践そのものの計画や振り返りに自分の保育や園の保育を活用し、自己評価につなげています。

一番最初に保育といったときには、保育における養護や愛着形成の大切さ、基礎となることを理解するためにはガイドラインを活用する。その後の具体的な教育・保育実践の振り返りについてはコンパスを活用するなど、双方の用途に合わせた活用ができればいいと考えております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。内容も多岐にわたり、いろいろな角度から、委員の先生方もお感じになっていることがあるかと思います。まず、今までの説明の中で気づいたこと、あるいは御質問、確認したいことがあれば、自由に御意見いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

最後に御説明いただいたコンセプトというところは非常に大きな方向性だと思うので、もちろんいろいろよくしていく様々な検討事項があると思いますが、委員会の回数も限られている中で、まずはこのコンセプトに基づいて、先生方が気づかれていることや、あるいは、お示しいただいた中で加えて議論したいことも出てくるかなと思います。伺っていて、まずは子ども中心という人権のところですけども、保育の根幹となっているものをいかに大事にして実践していくかというところと、共通言語としてこのガイドラインをどう活用していけるのかというところ、あとは様々なガイド等とのすり合わせというところも視野に入れながら御議論いただければと思います。小さなところでも結構ですので、感じたことなどからシェアしていただければと思います。

○委員 資料6のガイドラインとコンパスのすみ分けのところなんですけれども、この説明をお伺いして、確かに、と思うところです。無理に一体化させたり、何か使用の用途を制限したりではなくて、今、確かにこういう受け止めに園長先生方もしているかなと思いますので、これは何となく分かる気がするというか、少し腑に落ちているところだと思います。

○委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。それぞれのお立場で関心がありだと思うのですが。

○委員 すみません、根本的なことで教えていただきたいんですけれども、いろいろな資料に出てくる、例えば資料8の(3)「子ども条例」の改正、ここで言う「子ども」なんですけれども、この「子ども」イコール「園児」という捉え方でよろしいのでしょうか。

○事務局 これは園児に限らずになっております。

○小林副参事 この子ども条例、今度、子どもの権利条例という形になりますけれども、生まれる前のお母さんのお腹の中にお子さんから若者世代までの、その「子ども」というコンセプトがございますので、その子どもの権利を保障していくという形で、子どもの権利条例の改正を今進めているところでございます。なので、この子どもの権利条例に関しましては、もう保育園のお子さんも小学生のお子さんも、みんな同じ「子ども」という形で考えておりますので、そのように理解をしていただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員 今の分からないんですけれども、すみません、基本的に周産期の問題まで含むということだとすると、今、親御さんの話が出ましたけれども、児童福祉法で言う子どもなら、まだむしろ法令上で分かりやすいんですが、今の子どもを産むことに関する権利みたいなところまで、この条例の中には含めていくつもりでいますか。

○小林副参事 その「子ども」のコンセプトといたしましては、親御さんが生む権利というものも含めまして、周産期のほうも入っているということになっております。

○委員 とすると、ガイドラインの射程はどこですか。前回でいえば、事業者と自治体と保護者と、全ての人に対してという一応射程ではあったんですが、その話でいうと、教育コンパスはそこは多分入っていない話で、すみ分けというのは、言葉尻はすごく分かりやすいんですが、その話をし出すと、多分その瞬間に瓦解すると思います。なので、すみ分けするという議論は、私は取らないほうが個人的にはいいと思っていて、なので、先ほど言ったように、どこに寄せることができるんだろうかということを、それはもうちょっと言

うと、どう使っていくのかということを意識したほうがいい議論のような気がしていると最初に申し上げたのはそこで、でないと、だって、今の周産期の話、どう考えてもコンパスは入っていないですよ。

○小林副参事 それはそうですね。

○委員 はい。なので、どうしますかと。

○委員長 何か区のほうで方向性とか、御議論してきたこととか、あるいはここで改めて考えたほうがいいのかということがあれば出していただいて、今ここで解決できるかどうか分からないですけども、何かあれば伺えればと思います。

○委員 すみません、もう1個言っていていいですか、質問につなげて。

基本的に申し上げたのは、すみ分けという話なのか、先ほども言ったように、例えばこれから人が生まれ育っていく循環性みたいなことをどう考えるかなんていうビジョンってあんまり見たことがないんですよ。

いわゆる農業でいえば、岩盤の農協があって、農林水産行政があって、高齢化で従事者がいなくなって、ICT農業、スマート農業が出てきて、でも、循環型農業、いわゆる土地等に負荷をかけないような農業みたいなことがすごく言われていて、なのですごく優秀なと言われ、もう括弧がついちゃうんでしょうけれども、いろんな多様な人材や、それこそお金にもなるから企業も含めてこの業界に入ってきているというふうになんか見えているときに、保育は、何かスマート保育は出ているんですが、そういう意味でいうと、循環型の人が生まれるってどういうことなのかということのビジョンってあんまり出ていない気がしていて、でも、絶対なくならないんだと思っていて。

なので、その意味でいうと、周産期の問題が入っていくみたいなことよりも、ちょっとさらに広げてガイドラインってつくれないかなというのが個人的にはすごく思っているところでもあって、それはもう皆さん方と決めていくので、それは皆さん方の御議論によるんだろうと思っているんですが、そこをすみ分けという話にされると、すごくつくりにくいなと思っていて、なので、すみ分けないと駄目ですか。それは行政サイドとしてどう進めたいかという問題があると思うので何とも言えないんですけども、すみません。

なので、私としては、もうちょっとすみ分けない形で結構自由な議論ができるといいなと思っているんですが、一方で、今、委員長が話されたように、回数も限られていると。でも、逆かなとは思いますが。

○小林副参事 すみません、私が勘違いしておりました。今、世田谷区の子ども条例の一

部改正の中で、「子ども」の定義というのもありまして、この子ども条例に関しては、あくまでも子どもが、生まれてからの、それから、要するに成人する前のお子さんたちという形のコンセプトでした。大変申し訳ございません。

○委員 なかなか難しいところに入っちゃったなという感じで、あんまりそのところに入らないほうがいいなと思っていたんですが、私、答申を書いた者なので。

基本的にはこういう整理なんですね。要するに、世田谷の子どもの権利条例は、子どもの権利条約の子どもというところを基本にする。なので出産から18歳。そして18歳のところで課題が残っちゃった子どもについては、その事業の対象にしていくという考え方ですね。だから基本的には「子ども」というのは18歳というところで、子どもの権利条約という国際条約に基づいた考え方でいく。そして、そこからプラス、例えば若者を対象にしたり、あるいは、いわゆる成年期のところをどういうふうにつないでいくかということについては、これは事業としてつないでいくという考え方ですね。そういう考え方なんです。

問題は、今のお話の中で、もちろんこども基本法は子どもの年代を限定しない。それがいいのか悪いのかというのかなり議論しているんですが、世田谷区としては、やはり「子ども」というのはきちんと定義すべきである、そして、そこで最大限の努力をすべきであるというのが基本的な考え方ですね。なので、最大限の努力をするというときに、やはり子どもの権利という視点に立ったときに最も大事なことというのは、具体的には今度のところにも4つの一般原則が出てくるわけです。

子どもの成長と、そして命がまず一番大事なところにある。そして、一人一人の子どもたちの最善の利益ということを、私たちは、今を中心としてきちんと保障していくという考え方。そして3つ目のところに、子どもたちの具体的には参加、意見表明、反映、これを本当に赤ちゃんのときからきちんと保障していくといったことが出てくる。それで、4つ目のところに差別を禁止する。

この4つの一般原則というのがとても大事なところで、この4つの一般原則を乳幼児のところからどうきちんと担保していくか。それは、実は前のガイドラインのときにはないんですね。ここはまだ世田谷区の中では、10年前にはここを明確にすることができなかった。しかし、今度の条例のところではもう明確にいたしますので、これをきちんと保育の場面、つまりその保育の場面というのは、保育所保育のみならず、保育という形で語られる様々なところで全て、この基本的な原則を担保していく。そのために、この保育の質ガイドラインというのは、先ほど委員がおっしゃったみたいに、保育の場面で実践コンパス

がある、これはある種、実践論としていいだろうと。でも、多分、保育の質ガイドラインって、もっと地域の人たちだとか、親だとか、あるいは市民、みんなで、やっぱり世田谷の保育ってこうあってほしいよねというあたりの、ある種、土台みたいなものじゃないと、このガイドラインってまずいだろうと。

前回のときも、地域の子育て支援というのをきちんと入れていますよね。そして、子どもたちが、もう赤ちゃんのときから、先ほど言った子どもの権利ということをきちんと理解している大人たちにきちんと保育されたいという思いというのでしょうか、ここが多分このガイドラインの中で徹底したいことかなというふうに思って、保育の質ってすごく多様に語られるんだけど、やっぱりそれを子どもの側からもう1回きちんと論じられるようなものであってほしいなと思っていて、こちらの実践コンパスは、多分実践者の側から説いているわけで、やっぱり保育の質ガイドラインは、子どもの側から明確にこうあってほしいという願いみたいなことがきちんと反映されるみたいな、そういうものであってほしいなというふうに、私はですね、子どもの権利条例を今必死になって改訂しようとしている身になってみると、そういうものであってほしいなと思っておりますということです。もっと分からなくしちゃったかしら、お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。個人的にはものすごく整理ができて、大変ありがたかったなと思うので、こちらも案ということで資料6を示していただいていますけれども、また今の御意見を伺いながら、示し方が、これが分かりやすく、齟齬がない形なのか。今いただいた土台ということと、あとは、現場保育者の実践者の視点で捉えるものと子どもの視点で捉えるものと、少しそういう見えている角度を示せるような何かの図式があれば、もしかするとそのほうがよいのではないかなというふうに……。個人的には非常に分かったなという感じがするので、そこもコンセプトの一つの方向性として、区のほうで御議論いただければと思います。

最初の委員の先生方からの言葉の中に、子どもという言葉がたくさん出ているという中でいくと、やっぱり子ども側からみて求められている保育というものを、現場の共通言語として語れるような表し方ができると、これから10年先というところにつながるんじゃないかなと思うので、今、委員からいただいたお話は、今後もととても大事にしていきたいなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。少し視点を変えてでもいいですし、これにつなげてでもいいですけれども、どうでしょう。

○委員 素朴な疑問に戻りますけれども、先ほど自己紹介の中で、今日いらしている先生は、現場の先生はこれを大変活用しているというお話ではあったんですけども、今日入らせていただいている資料7、これは令和5年度なので、私は今回初めて参加させていただいて、こういう意見があったんだなということもざっと目を通した中で、公立の園は、継承で関わっている中でも、足並みをそろえようと思えば割とそろったりしますけれども、私立園203園は、やっぱりいろんな理念だとか、保育への考え方とかがいろいろ異なる中で、先生方が分かっている範囲の中で、このガイドラインをどのように使っているとか、ここにも少し出ていますけれども、使い方として何か難しいとか、何かこういうふうになればいいなというふうなことはここに書いてあること以外はあるのか。

先ほど委員のほうからは、保護者としてはこんなふうに見ているよというお話もあったので、その辺、実際の現場の保育士の方からはどんなふうに見えているのかなということをやっと率直に伺いたいなと思っております。お願いします。

○委員長 ありがとうございます。もし現場の先生方の中で、手応えだったり、あるいはちょっと使いづらさだったり、そういう問題意識があれば、御意見いただけるとありがたいです。

○委員 ありがとうございます。

さすがに10年たちますと、やっぱり温度感は、それはどんなものでも多少は風化しますもので、最初に出されたときのセンセーショナルな、あのとき一世を風靡したあの感じはもちろん、少し鳴りを潜めているところは当然のことと思います。なので、今、これによって良くも悪くも困るようなことはないといえますか、少し今トーンが下がっているので、この改訂でどうするか、どう刺激を与えるのか、どうするかというふうな考え方でよろしいんじゃないのかなと思います。受け止め方はそれぞれですし、今の活用の仕方も様々だと思うので、ちょっとごめんなさい、整理してそこを申し上げることは今できないんですけれども、これからどうするかというところも1つかなと思ったりします。

○委員 ちょっと何か、正直に話してしまっていていいですか。保育の質ガイドラインという部分を基に勉強会を開いたりとか、先生方の中でどういうふうに捉えていこうかという話し合いをしたのをすごく記憶に残っているんですけども、実践コンパスが出た後に、ちょっと混乱が生じたというのは確かにあります。どっちがどっちだかよく分からなくなってしまったというのはあって、でも、よく見ると同じようなことも書いてありますし、その部分で、それは園にもよると思うんですけども、当園はどちらかというと保育の質

ガイドラインを基に結構話し合いが重ねられているかなと思います。実践コンパスのほうを使用しているかといったら、そこまでしていないんですね。ですので、それはそれぞれの園の捉え方、先ほどや今のお話の中にもありましたけれども、どのように活用するかというのは、恐らくそれぞれなのかなというふうにちょっと思っております。

ちょっと話がまた変わってしまうんですけども、やっぱり子どもを捉えるというところを一番に考えていかないといけないと思うんですね。親以外の大人と関わる影響力というのはかなり大きいと私は思っていて、そのためには、先ほどの話でいうと、保育施設だけではなくて、地域でも何でも、全部そうなんですけれども、子どもと関わる場所をどう捉えてということになっていくと、保育の質ガイドラインは決して保育施設のものだけではなくて、全体、子どもと関わる大人がどのように指標としていくかというものになっていくのが一番ベストなのかなと私はすごく思っています。

ここまで保育という部分でつくり上げていく中では、とても質のガイドラインというのは貴重な存在であったと私は思っています。ですので、先ほど御挨拶のときにもお話ししましたけれども、改訂していくというところで考えると、それがなぜ改訂するのかということと、どういう方向性に向かっていくのかということと、どのようにそれがよりよく活用されるのかということを、私はもっとこれからじっくりと関わって勉強していきたいなと思っています。

以上です。

○委員長　ありがとうございます。ほか、いかがですか。

○委員　本会の場合は、もうこのガイドラインは通常に月に1回チェックをして、厳守されているかというのが前提の基本です。これを守りながら、もっと大事にしているのは、さっき委員がおっしゃった乳児院の子どもたちの叫びというのを、うちは私が子どもたちの気持ちを訴える文章をつくっています。その気持ちに寄り添おうねということを原点に持ってきていますので、自然に子どもをどれだけ大事にするかを学びながらガイドラインに進んでいっているという形になります。何よりも命が大事だよねとか、そこから必ずここにつながっていくので、あとは保護者様にも、子どもの見本になる大人になろうねということで、うちは職員も保護者も一体になって、子どもの見本になる行動をするように目標を立てております。どうでしょうか。

ガイドラインも、だから、当たり前のことが書かれているので、でも、そこからどう保育者を育成するかというのは非常に難しいところなので、心のある文章が入っていくとい

いかなと感じております。よろしくお願いいたします。

○委員 これはあくまでも案というふうにいるいろいろ考えてくださった図でしかないと思うんですけども、やっぱり真ん中が教育・保育施設なんだと、私は見て思ったんですね。えっ、これ、真ん中、これでいいんですかと。外側に地域と保護者がいるけれども、子どもを中心に考えてこの図が、何かちょっと私は違和感があって、具体的にこのガイドラインを取り組む人たちがこの真ん中にいるから真ん中なのか、ちょっと分からないなというのと、100のビジョンって出たじゃないですか。あれもこういうふうになっていて、一番真ん中が子どもになっているから、ああいうのとの整合性ってどうなんだろうとか。

ちょっと使い方が違うのかもしれないんですけども、できれば子どもがいて、保護者や地域があって、教育・保育施設等。等はもっと関係機関とかも入っているかもしれないんですけども、さっき言った、子どもの側からこうあってほしいという、委員がおっしゃっていた姿をみんなで取り組むといったときのイメージは何かちょっと、えっ、誰のもの？という話もあったんですけども、循環的にみんなでやろうということであれば、コンパスはこうかもしれないけれども、ガイドラインはこれじゃないんじゃないのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

以上です。

○委員 昨年度、この教育・保育コンパスのところを使って、保育の振り返りというのを区立保育園で1年間、各園でやろうねという取組をやったんですけども、このコンパスの中にある視点だったり、育みたい力だったり、本当に保育の中でやっている実践の振り返りの視点として使うと、じゃ、そのところでどうだったんだろうというのが私たちの振り返りのポイントとして、そこを改めて意識できるものになっていたかなと思っていて、この世田谷区のガイドラインというのは、改めてこうやって見てみて、もう本当に子どもの考える、本当に基本的な考える基になっている、基本的な方向がある、子どもを中心としたそのものなんだよというものが映し出せるものなんだなというのを改めて思うところで、確かにできたときには、概要版も含めて、チェックでやっていこうねとか、それはもう公立の中では定着していて、そこでチェックして行って、毎回それを逃すということはないんですけども、じゃ、それが形骸化していないかなといったところで、やっているけれども、じゃ、どうなんですかと問われたときには、長い分、少々そういうところもあるなというのがあるので、そういう意味も込めて、子どもから見たものというようなくくりのつくり方は、私自身はすごく納得がいくというか、そこが子どもからこういう保

育がいいんだよ、こういう保育をしてほしいんだよみたいなメッセージが出るようなガイドラインだとすごくいいなというのはちょっと感じました。

○委員長 ありがとうございます。先ほど委員から出てきたお話に最後つながっているなというふうに感じるんですけども、子どもの声、子どもの人権というものを子ども目線で発信して、じゃ、実際に関わる私たちいろいろな関係者がそれを実現するためには、それぞれの立場でどうそれと向き合っていくのか。その手がかりになるようなものだったり、あるいはそれが立場が違うとなかなか話し合えない、共通言語がないときにガイドラインに戻って、これが私たちの角度から見ている子どもの姿、それが話せるようなツールになっていくと、区全体の関わる人たちが、ガイドラインというものにまた立ち戻って、子どもにとって話ができるのかな、それがガイドラインの意味なんじゃないかなというふうに、今、委員の先生方のお話を聞いて感じています。

具体的な示し方とか構成というのは、またいろいろ区のほうでも御議論いただきたいと思うんですけども、今の話を踏まえて考えると、現行のこのガイドラインの構成というのも踏襲していきたい部分、例えば初めのところで当然子どもの権利から入って入っているので、やっぱりこういったところは大事なところだし、でも、そうすると、もうちょっとこの表現、示し方は、ボリュームが増えちゃいけないんですけども、逆にこういったところをもう少し丁寧に示す必要があるのかなと感じたり、あとはその中で示していく順序や章立ても、今の子どもということを中心に描いていくと、果たしてそれがいいのかどうか、あるいはその表現の仕方、言葉の使い方もこれでいいのかどうかというのが、もし今回の改訂で議論ができれば、もう少し現場が活用するだけじゃない、子どもを中心にいろんな人たちがこれで語り合えるようなものに近づいていけるんじゃないかなと思うので、それはこの後、作業部会という話になったときに、どういうふうにそれを分担して、あるいはそれぞれの部会で、ここは共通事項として議論していくというものができれば、有意義な作業部会になっていくのかなと思うので、ちょっとざっくりですけども、そういうところをコンセプトにしながら、作業部会のほうのお話を進めていただいていいですか。事務局のほうから説明していただければと思います。

○事務局 それでは、資料4をお手元をお願いいたします。事務局のほうでいろいろな話をした中で、全体、そこに記入を少し入れてあります。もちろんこれは案ですので、きつとこの後のことも、ほかにもたくさん出てくるかなと思っております。

まず、全体構成についてと、あとは記載にあるとおり、現行では文章とチェックリスト

の構成になっています。これについても、この現行のままでいくのか、果たして違ったことにしていくのか、このあたりも委員の皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

そして、子どもの人権については、意見表明権についての追加、保育内容について御意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。改訂作業内容ということで、それぞれ今の項目、章立てに沿って、こういうところを議論していきたいという、まずは作業の項目案ということでいただいている、加えて、それに関わっていく委員というのをお話ししながら、いいですか。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

資料2、先ほどもお話しした要綱の第8条に、今回、作業部会ということで記載をしております。「委員会は、必要があると認めた事項を調査及び検討するための部会をおくことができる」、「部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の区職員で組織する」と規定をしております。この作業部会では、保育の質ガイドラインの項目ごとの内容を改訂する作業を行っていきます。この作業部会は、今回の委員会とは異なりまして、原則非公開で開催をしていく予定となっております。

今、御説明した作業部会について、資料5を御覧ください。資料5には、世田谷区保育の質ガイドラインの改訂作業部会の委員案ということで、事務局としての案を提示させていただいております。事務局としましては、改訂作業委員（案）の名簿のとおり作業部会を設置したいと考えております。先ほどの資料4と併せて御確認いただければと思います。

作業部会の委員についての御説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。ちょっと先回りしているところもあると思うんですけども、まず現行のガイドラインの内容に沿って、それぞれ改訂のポイント、ここについても、委員の先生方から、もっとこういうポイントで議論する必要があるんじゃないかとか、あるいは、この先、部会に分かれていきますので、一応その部会のメンバーの先生方に、このあたりは近い内容のところ併せて議論していくことになるので、その内容の仕分け方、あるいは担当の適切さ、そのあたりも少し入れながら、具体的にこのガイドラインをどういう構造で、どういう人たちが、どういう共通検討事項を持って部会に分かれていくのかというところも少し御意見をいただきたいと思っています。

個人的には、先ほどから出ている子どもの権利というところが最もこのガイドラインの肝になっていると思うので、ここをある意味、徹底して議論していただきながら、それが各項目に派生する形で、じゃ、それをどう内容のところで引き取る、じゃ、それをどう職員の育成のところで引き取るという話に当然つながっていくだろうなと思うので、そういうところの構図のイメージも持っていていただきながら、今ここで決めておいたほうがよさそうなこととか、あるいは部会に分かれたときに疑問を抱くんじゃないかと不安を感じるところ、あるいはもう一つ大きなところでいくと、今の文章で説明しているところとチェックリストの構図、構成が、果たして踏襲すべきものなのか、あるいはそのチェックリストだけを取り出して見せたほうがいいのか、こういうところも早い段階で決めていただいたほうが、作業部会はスムーズかなと思うので、このあたり、御意見いかがでしょうか。

○委員 私は保育内容は別に専門ではないので、ぜひ委員とか委員長の御意見を伺いたいんですが、それはなぜかという、やっぱり不適切保育に出てくる子どものって、割と大体、この場面に出てくるなというのがあるんですよね。例えばですよ、この「保育内容」のところで3つ出ているわけですが、この3つの記載の仕方がはっきりするのか。

あるいは、例えば、この間も研修とか何かをやっていたり、それから不適切保育だったり教育だったり、学校のすごい、こんなの完全に虐待だよねというようなことが、いわゆる権利擁護の仕組みのところによく相談に来るケースを見たり、あるいは不適切保育のところで出てきたものを見ると、例えば眠たくないのに無理やり眠らされているという話とか、それから、食べられないものを無理やり食べさせられている、要するにさせられているみたいな話。そして食べられないと隣のお部屋とかにぱっと持っていかれてしまうとか、子どもたちはもっとちゃんと遊びたいのに遊べないで、無理やりお部屋に入らせちゃうとかね。

ちゃんと見ていてくれたら、そこでもう少し遊び込めるだろうに、自分自身の一番大事にしたい友達との時間だとか、成長発達の重要な時間が、大人の一方的な判断によって時間を無茶苦茶にされちゃうみたいな、そういう保育というのが、ある意味、まかり通っちゃっている。それが専門性だというふうに思い込んでいる保育というのが実はあって、それを見た保護者たちが、あるいは、それを体験している子どもたちが、あんな保育園行きたくないというふうに言ったり、学校に行きたくないと言ったりする。そのことがようやく、表現したことを受け止める大人が出てきて、問題が少し社会の中で共有されるようになってきた。まだそんな段階だと思うんですよね。

私たちが一番恐れるのは、やっぱり子どもたちは、もっと面白くて、もっと自分自身を輝かせたいわけですよね、本来ならば。そういう保育をやってほしいのに、何か無理やり押さえつけられてしまっているような……。ごめんなさい、それはちょっと表現としては不適切かもしれませんが、不適切保育とかというところに出てくる姿って、ほとんどそういう姿なんですよね。無理やり寝かされた、無理やり食べさせられた、無理やり部屋に閉じ込められた、あるいは無理やりトイレに行かされたというような。要するに、子どもの気持ちというのがほとんど酌まれていないものなわけで、それって、ある意味、チェックリストでもなくて、むしろ子どもの成長発達に対する温かな見守り、あるいはきちんと聞いてくれる保育があれば、そんなのあり得ない話なんだけれども、そういうものがいっぱい登場してしまうという今の状況、これも実はこの10年で物すごく顕在化してきた大きな課題なわけで、このあたりをどういう分野でどんなふうに論じたら……。

要するに、これは簡単に言うと、全然聞いてくれないところの人たちに、もう絶対これは守ってくれなきゃ駄目よと、ある種、突きつけなきゃいけないものだと思うので、そういう意味でいうと、むしろそんなソフトなものでなくたっていい。絶対これはもうやってくれないと、世田谷の子どもたちの乳幼児期からの権利は絶対に保障できないんだというぐらいのガイドラインで私はいいと思っているんです。

毅然としたもの。それを大人たちが、親だとか、保育士だとか……。やっぱり保育って社会的な存在なので、そういうところこそ毅然と、絶対こういうものをやるんだという共通のものが何か示せたらいいんじゃないかなと私は思っていて。

委員も委員長も保育内容の専門家なので。私は、それぐらい毅然としたものを保育の質ガイドラインというのは、そんなどうでもいいことは書かなくてもよくて、一番大事なところは何かといったら、子どもの思いを受け止めてほしい、そして子どもたちが今何を求めているかということにきちんと心を砕ける保育士であってほしい、あるいは保育であってほしいというところなんですよね。その思いがガイドラインのところの根底にある。そうしないと、先ほど委員も言っていたけれども、100か月の子どもの育ちとか、いろんなものが今出てきている中で、あえて世田谷が保育の質というふうに今改めて出すものの価値というのは、私はやっぱりそこに対する毅然とした判断基準じゃないかと思うんですよね。そんな、どうでもいい保育をやってほしいわけではないわけなので、世田谷の保育ってここを目指すんだよというようなことを……。

もうここからはある種、淘汰の時代ですよね。今まではもう本当、増加していた、はっ

きり言って、かなり妥協しながらオーケーしてきたという歴史があるわけですが、でも、ここからはもう絶対駄目というのは駄目と言ってやめてもらわなきゃいけないと思っていますので、そういうところのある種、これはやっぱり世田谷って、このレベルを出してくるんだなというようなものであってほしいなと思うんですが、委員、いかがですか。

○委員 実は委員が先ほど言った子どもの側からの視点の書きぶりというお話のところでずっと引っかかっていたのは、引っかかっていたというのはいい意味で引っかかっていたんですけども、要は、今、保育の中でというか、受動でも主体でもない中動態理論ってあって、それこそ佐伯さんなんか本の中で、何かいいことないかなとか、いいこと思いついちゃったって、つまり「する」ではなくて「なる」なんですよ。つまり教育の文脈は「する」なので、子どもがどうであっても大人が望む方向にするというのが教育のある種の宿命で、でも、本当は人が育まれる中には「なる」という側面が、そうありたくてそうになっていく、これが本来子どもの側からの視点なんですよ。

だから、それが私がさっき言った、もしかすると循環型という話の中で考えたほうがいいのかもと思っているのは、この「なる」という問題をどういうふうに位置づけられるかはすごく難しく、大人を対象にと考えると、保育者だろうが、学校の先生はもっとなんですけれども、「する」専門家なので、「する」専門家が「なる」を尊重しろと、これが子どもの権利なんだよという話を委員はずっとされているとされていて、でも、この「なる」ということのために——だから私はすごく意地悪なので、子どもが部屋に入らないんですけどもどうしたらいいですかという聞かれ方を園内見に行ってされる。つまり、どうしたらいいかと聞くんですよ。だから、ひもでくくったらいいいんじゃないですか、そうしたら出ませんよと言うんです。でも、そんなことできないでしょう。ということは、部屋に入れるか入れないかの問題じゃないんですよ。実はその子が部屋に入らない理由があるので、その理由を考えて解決できれば、子どもは結果、部屋にいるんですよ。

別に部屋にいさせることが目的なのではなくて、子どもが部屋にいたいと思えば自然にいるので、その「なる」という発想に必要な保育者の視点とか力量形成が本当はすごく大事で、これはめちゃめちゃ専門性の高い話なんだよなとされていて、恐らくなかなか養成の中でも、本当に養成の考え方それ自体を変えないと難しいだろうなとされているので、この書きぶりを変えようやということはさっき言ったように大賛成なんですけど、どこで書けるんだと今の委員に聞かれると、いわゆる総則のような、だから私たちは子どもを「す

る」存在じゃなくて「なる」存在だと考えているんだみたいなのが一んと頭に打つみたいなこと。

それは多分、それこそそういうことをやっている生態系の友人なんかと話していたときに、命の循環みたいな話をするんだけど、トイレとかって、みんな、学校のトイレってどこ向きにある？という、北にあるじゃないですか。山梨なんですけれども、北の裏側にはまだ根雪が残っていて、寒いからだよという見方をするじゃないですか。運動場は常に南側に面している。でも、彼ら生態学者から見ると、これを砂漠というんだよ。つまり、運動場の砂漠には命が育まれる余地はないんですよ。この根雪は、一見見ると根雪だけでも、この雪の中には物すごく養分がため込まれているから、これが水に変わって土にしみ込んでいったときに、物すごく豊かな生育環境がこの裏側で展開される。だから、本当は園の中の環境一つ取ったって、命が巡るという視点からデザインされ直さなければきっと駄目なんだよと言って、いや、これは面白いなと思っていて、もしかすると、今まで我々が教育とか学校とか保育とかと当たり前に考えていること自体が魅力的に見られないのは、そういう問題があるかみたいなのが最初に申し上げたところなんです。

ただ、今、漠としてしか考えてなくて、ガイドラインに文字で起こせなんて言われると、いや、無理となっちゃうというのが1つ。思いとしてはどこで書くんだといったら、総則でみたいなところかなと。じゃ、内容のところは？というのが、実は先ほどちらっと申し上げた、国研がスケールを出しているというのが日本で、それは外国ではE C E R SとかI T E R Sとかといういわゆる評価スケール。それは、私もよく言うんですが、さっき委員が、評価は人の元気をなくすって。チェックリストほど人のやる気を失わせる道具はないんですよ。チェックリストって少なくとも、できていない、できていない、できていない、もう嫌ってなるんですよ。逆に言うと、だからこそ、先ほど委員が言った、最低これだけのことはやってよねって。あんた、こんなことやっていたら、それ、保育施設っていわないよというようなことがチェックリストになっていないと駄目なんです。だから、チェックリストって物すごく具体的で、しかも、かなりこれ駄目というのが明確に明示されているというのが特徴なんです。

今、手元に、例えば国がつくったやつで見ると、評価スケール案で、項目が9個あるんです。項目Ⅱのところは今ぱっと開いたら出たんですが、応答的に関わり、子供の社会情緒的な育ちを促している内容、第1項、幼児教育における保育実践の質評価スケール案

で、3-1と書いてあって、「保育者は、温かく受容的で落ち着いている。穏やかに関わったり、必要に応じて子供とスキンシップをとったりしている」。もうチェックリストはイエスかノーなんですよ。だから、応答的で穏やかでなかったら、髪の毛むんずと引っ張って手元に引くならノーですので、もう退場ですね。

つまり、あの園の中の問題は何が一番問題かという、誰も何も言わないということですよ。やっている本人なんか例外、もう言語道断の話で、あれは犯罪者にすぎないので逮捕されて当たり前だと思うんですよ。でも、見ていて何も言わないのも、保育施設としては撤退ですよ、そんなもん。もうそのまま事業継続なんてあり得ないでしょう、だって分かるじゃんという話だと思うので、だから、今のぐらいにリアルにこうやって書いてみると、とてもじゃないけれども、応答的で優しく受け止めていないよねとなるじゃないですか。こういうふうにチェックリストってできているんですよ。

いわゆる指針とか要領はすごく大まかなんです。次の2項目めは、「保育者は、子供が取り組んでいることで困っていることに気付いたとき、快く手を差し伸べたり、支えたりしている」。「仕方がないな、また？またお漏らししたの」って、こんなのはふざけるんですよ。もうノーです、こんなもの。というふうなのがチェックリストです。これが委員が言っていたやつで、でも、これは多分国研がつくったやつだけでも200項目ぐらいあります。

○委員 そうなんですよ。

○委員 はい、そうなんです。それ、どうするという話で、だけれども、さっき言ったように、これを国がつくったということは、ただ漫然と第三者評価そのままでもいいよと言わないと思っているんです。こういう項目でやれと。それこそ普光院さんが昔、それ自体が企業だから、営利活動になっちゃっているから、それよりも行政がやっている監査資料をオープンにしてくれたほうがいいと。第三者評価の結果なんか、あんなもの、本当かうそか分からないって普光院さんが言っていてというのでいうと、こういうふうな項目を多分第三者評価としていくよと言うんだろうなと。そういうつもりあるのと聞くと、国は、ないうって絶対言うんですけれどもね。そんなことを言うと物すごく大変なことになるからだろうなと思いますけれども。

でも、これをいきなり国が全部決めたよってすごく不健全だから、世田谷とかで、この中のこれだけは入れようや、これだけは許せないよねみたいな項目をみんなで見てチョイスするとか、逆に言うと、ガイドラインはこの程度だけれども、チェックリストの版とし

ては、国のこれなんかを少し参考にしながらつくったよと言っておけば、ある意味でいうと、世田谷区がその評価をやる時には、世田谷版のこれでもオーケーだよと。「えっ、何で世田谷、勝手にそんなことやるんだ」、「えっ、だって、あんたたちのまねたよ」と言えればいいと思うので、そういう意味でいうと、そういうふうなことを考えて、だから、それが先ほど言ったガイドラインどう使います？と。つまり、どの程度のレベルでガイドラインを仕上げておいて、どの程度のレベルで応用可能のようなものを準備しておいてみたいなことをどうしますかということによって書きぶりは変わるのかなという気はすごくしていました。そこら辺は決めていただかないと、作業部会とかいっても何すんのというふうになるので、内容に関しては、先ほども言ったように、ここら辺のものは一応目配せはしておいたほうが……。

それで、もしかすると、委員には悪いけれども、元気なくなるかもよというようなことも念頭に置きながら、ちょっとそこら辺はいじりつつ、先ほど言った、もうちょっと違う意味での理念、さっき委員が言っている子どもの視点というようなことは、しっかりと内容で落とし込めれば内容で落とし込むものは、今のようなどころでは絡んでくることがいっぱい出てくるような気がするので入れつつ、総則に当たるようなところで、がんと最初に述べるという手かな、伺いながら思っていました。

○委員 ちょっと欲張るかもしれないんですけども、ガイドラインの1ページのところを見ると、一番下に囲みがあって、「わたしたち」というのが世田谷区で、「あなた」というのが保護者になっていて、誰のためにやるのか、ちょっと分からない。あなたたちのお子さんのために私たちはこうしますと約束のように書かれているんですけども、これを子どもに約束するという方向でつくったらいいのになとちょっと思っていて、何かこの「あなた」って、わたしとあなたって、引用だけでも、何か向こうとこっち側みたいに見えるので、保護者も「わたしたち」にしてくれないかなとちょっと思っているんです。

というのは、もし本当に子どもの権利ということで、子どもの権利条約の具体化でもある保育のガイドラインであるなら、保護者もやってほしいんですよ。それは親を責めていたり、できないから分離するものでもなくて、一緒に学びたい、どうしていいか分からないというのが具体的にあって、今も、コロナ以降なんですけれども、これでいいんですかね、これで合っているんですかねという相談が結構あるんですよ。それはほかの親子を見ていなかったりというね。みんな保育にどんどん行っちゃうので、ほかの応答的な関係とかを見たことなく、保育に行くのは、子どもにとってはいいけれども、親は全然

学べないんですよね。だから誰でも通園制度って本当にいいのかなとずっと思って、みんなが絶賛している中で、私だけが何かむかついているんですけれども、親から経験とか葛藤を取り上げているんじゃないかと思っているんですよ。だから、園がもっと保護者を巻き込んで一緒にやってくれるすばらしい園だったらいいんですけれども、大丈夫ですよと言ってサービスにしている気もするので、ここでもそれをぜひ、仲間に入れて一緒にやりましょう、できないのは当たり前だよ、だけど一緒にやろうよというふうになっていったらいいなと思っています。

実は今日、午前中に、中学校の家庭科の授業に赤ちゃんを連れていく事業を世田谷は頑張っているんですけれども、そのときに協力してくれる保護者の人たちが、今日、10組も集まってくれたときに、これから中学生に見せに行くんだけれども、お願いがありますと。中学生には赤ちゃんに関わるときには同意が要ります。人の体に触るには同意が要るので、これ、一生涯ですからと伝えていまして、その横で、自分の赤ちゃんだからといって気安く後ろからぱっと取り上げたりしないでねと言ったら、みんな、はっ！となって、その後、すごく一生懸命声をかけたりとか、子どもたちだけじゃなくて保護者が変わってくれて、あなたたち、モデルだからねと。

次の人たちに見せていく人って、もちろん保育者もそうなんだけれども、保護者にもなってもらわなきゃいけないくて、保育園でもやらなきゃいけないことが増えちゃう。保育園でしたら保護者のこともやらなくちゃいけないというのも一方だけれども、保護者も一緒にやれると分かれば、保護者も学びたいと思っている人もたくさんいて、そうじゃなくて厳しい状況の人ももちろんいるんだけれども、それを教え導くみたいな、さっきの「する」じゃなくて、一緒になっていくとか、自然とすてきな関わりを見て自分がやるみたいな保護者の変化とかも、ちょっとやっぱこういうところに少し、全体には難しくても、さっきの総則のあたりで言ってもらえると……。

でも、ここで言っていることとちょっと視点が変わっちゃうので、いいのかどうか分からないんですけれども、私は、これを見たときにちょっと引かかったのはここだったんですね。「わたしたち」と「あなた」と言われたときに、保護者としては、あっ、何か約束してくれてありがとうみたいな、じゃ、やってくれるんだねみたいな、やっぱそういう態度になっちゃうので、そこはちょっと今回、チャンスがあるので、皆さんに聞いてみたいなと思っています。

○委員 もうちょっとしたらセミが鳴き始めるんですけれども、セミ7年保育者17年とい

う僕がつくった言葉があって、セミでも7年かかって、本当はクマゼミは5年とか4年とかあるんですけれども、ちょっとざっくり言うと、セミでも7年かかって地上に出てくる。保育者は、小さい幼き頃に先生に憧れた気持ちを育みながら17年たって現場に立つんだと日頃思っているんですけれども、その17年のいたいけな夢がデビューしたものが、そういう形で虐待になってしまう。

どうでしょう、その突きつけなきゃいけない私たちの覚悟、虐待はいけないんだという覚悟、その突きつけ方というのは、やっぱり工夫しなきゃいけないなと思っていまして、生易しく言えばいいとは思いませんけれども、やっぱりそれは具体的な環境論にしなきゃいけないし、チーム保育の話をしなきゃいけないしというふうなところで、この中で表すのはいかがかなと思います。何か本当にガイドラインという指標になる形として現場が受け止める。どこにインパクトを与えたいのか、どこをモチベートしたいのかという、ちょっと本当、目的論から言ってしまうて申し訳ないんですけれども、虐待根絶の、このまちから虐待をなくすんだという覚悟を持ちながら、それをどう保育士に伝えていくのかというところがすごく難しいところかなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。お時間もあるので、次に向けていくところにも行きたいんですけれども、今、委員の先生方のお話を聞いていると、もう少しコンセプトというか、ここにある世田谷区の保育理念というのを見直すことができるのかどうかもちょっと分からないんですけれども、それを含めて、これから10年間、世田谷区の保育をどういう方向で私たちは思うのか、考えるのかというのを、まず初めに、委員のお言葉を借りると、「なる」というのはすごくいいなと個人的には思うので、それを示すかどうかは別にして、そういう転換をしていくんだよというのがまずあって、でも、それは、ひいては、やっぱり子どもの人権を守ることとイコールでしょうという話があって、その子どもの人権を守るといったときに、それは例えば保育者だけが守るわけじゃないし、そこに関わる保護者、いろいろな人たちの子どもとの関係性みたいな、それを実現するために、それぞれが主役で関わっているんですよという、何か子どもを取り巻く周りの関係性の話があって、じゃ、それがいいよ保育の実践、内容として現れると、酌み取れていないとこういう保育園になっちゃうよという、そっちの話を書くのか、酌み取れているときとこういう保育が生まれるよねというほうに書くのか、それはアプローチは両方あると思うんですけれども、そういう保育の内容の話が当然出てくると、ここで分けている分け方だとちょっと分断されてしまい過ぎているかなと思うので、このあたりはもうざっくり検討してい

ただかないと、それぞれが分かれているわけじゃないと。

例えば、それを支える環境ってどういう環境が必要なのという話が当然出てくるし、それを実現できる保育者の専門性ってどういうのという話があって、でも、その専門性を育てたり、職員をある意味、守るという園の体制とか、さっきのチームの話とか、一人一人の専門職は大事だけれども、それもやっぱり守られている中で園運営をしていくってどういうことなの、それが園と外をつなぐ外との関わりとしてどうなのという、何かそういう広がりの中でもし構成ができていくと、ざあっと読んでいっても、何かストーリーとして、子どもが出発して、そこを取り巻く広がりみたいな感じで書けたほうが、もしかすると、今お話しいただいている全ての視点がきちんとガイドラインの中に示されて、読む立場で読んでいくという、何かそういうことだとみんなが使えるガイドラインになるのかなというふうに、今日の委員会の御意見を伺って思っています。

ただ、それが区の方向性、方針として、多分できることとできないこともあるでしょうし、今日、部長もいらっしゃらないので、それを子ども・若者部としてもどう議論していくのかというのもあるので、そこを一旦持ち帰っていただいて、作業部会に行く前に、もし可能であれば、もう一度それを踏まえて先生方の御意見をいただいて作業部会に入って作業するということがないと、ちょっと作業部会が混乱するかなということもあるので、できれば最初のコンセプトのところを委員に書いていただきたいなという個人的な希望があったり、それを受けて委員が、子どもの人権ってねという強いメッセージがあって、何か成績ないぞという、そういうものがあって内容に入っていくというのが物すごくいいかなとちょっと私は感じて、次の委員会に向けてもう一度精査していただきたいなと感じています。

次のスケジュールの話とかもあるので、ちょっとここまでを受けて事務局にお戻ししてもいいですか。

○北川保育課長　ありがとうございます。資料3に今後のスケジュールをつけておりますけれども、ただいま委員長からお話がありましたとおり、作業部会の前に改めて委員会を開催するのか、それぞれで意見を伺うのかというところを含めて~~ちょっと~~持ち帰らせていただいて、調整をさせていただければと思っております。当面、年間のスケジュールとしましては、4回程度改訂委員会を予定しておりまして、最終的には1月にガイドライン改訂案ということで完成をしていきたいと思っております。

作業部会のほうは、本当に皆さんお忙しいところ申し訳ありませんが、毎月1回程度開

催を予定しておりますので、また開催の仕方、進め方について、改めて御報告させていただければと思いますので、そういったスケジュールでやらせていただければと思っております。また具体的なスケジュールにつきましては、それぞれ調整させていただいて、今後を決めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールは以上になります。

○委員長 ありがとうございます。持ち帰っていただくところですが、評価項目をどうやって表現していくのかとか、全体の中にどうそれを、分量も含めたバランスを少し検討させていただいて、どういう方向性でいきたいのかというのも案として第2回目にいただくと、それを踏まえて全体を見て、委員の先生方から御意見を頂戴できるかなと思うので、あわせて御検討ください。

ここまで、すみません、時間は限られているので発言していただけていないところもあるかと思うんですが、委員の先生、何か追加で御意見等ございますでしょうか。

○委員 委員が言って、さっき私が言って、私が書くかどうかは別として、それはすごくいいなと思っているんですよ、そんなガイドラインないから。でも、これをやると、コンパスと本当にぶつかりますよ、真っ向から。だって、あそこ、「する」人たちだから。コンパス、「する」ためだから。なので、いや、そうじゃなくて、「なる」ことが世田谷の子どもの考え方の基本ですと言ったらガチンコになるなと思って、どうするのかなと思って……。

○委員長 きっと大丈夫です。

○小林副参事 ガイドラインのこの下の世田谷区保育理念に関して今御意見いただいたところなんですけれども、この保育理念ができたときって、ちょうど私も保育課にいて、平成16年とか17年頃だったんです。その頃の保育課って、保育サービスという名前だったんですね。ただ、保育はサービスじゃないよという考えの下から、この文言が出たんです。やっぱり保育士、保育園も保護者も共に子どもを育てていくものだという、その思いというのをなるべくここに、この文言に載せたという、その印象がございます。

ただ、今の方がこれを読んだときに、それをどう捉えるかというのは、やっぱり本当に貴重な御意見だなと思っております。なので、これも含めて、やはり文言をどういうふうにしていくかというのを考えていかなきゃいけないのかなと、私もちょっとそんなことを思いましたので、その辺も含めて、今後のガイドラインの改訂について盛り込んでいければなと思いました。

○事務局 最後に事務局からの連絡事項をお伝えさせていただきます。

今お話があった、今後の方向性や検討する内容については持ち帰らせていただきますので、それは改めて事務局のほうから御連絡いたします。

あわせて、今後の作業部会の日程と第2回の日程につきましても、それを踏まえて再度、事務局から調整の御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問等なければ、こちらで本日の議事は全て終了いたしましたので、委員会のほうも終了とさせていただきます。つたない委員長ですみません、足りないところもあったと思いますけれども、第2回もどうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後8時01分閉会